

暗雲立ち込めるダム事業の検証

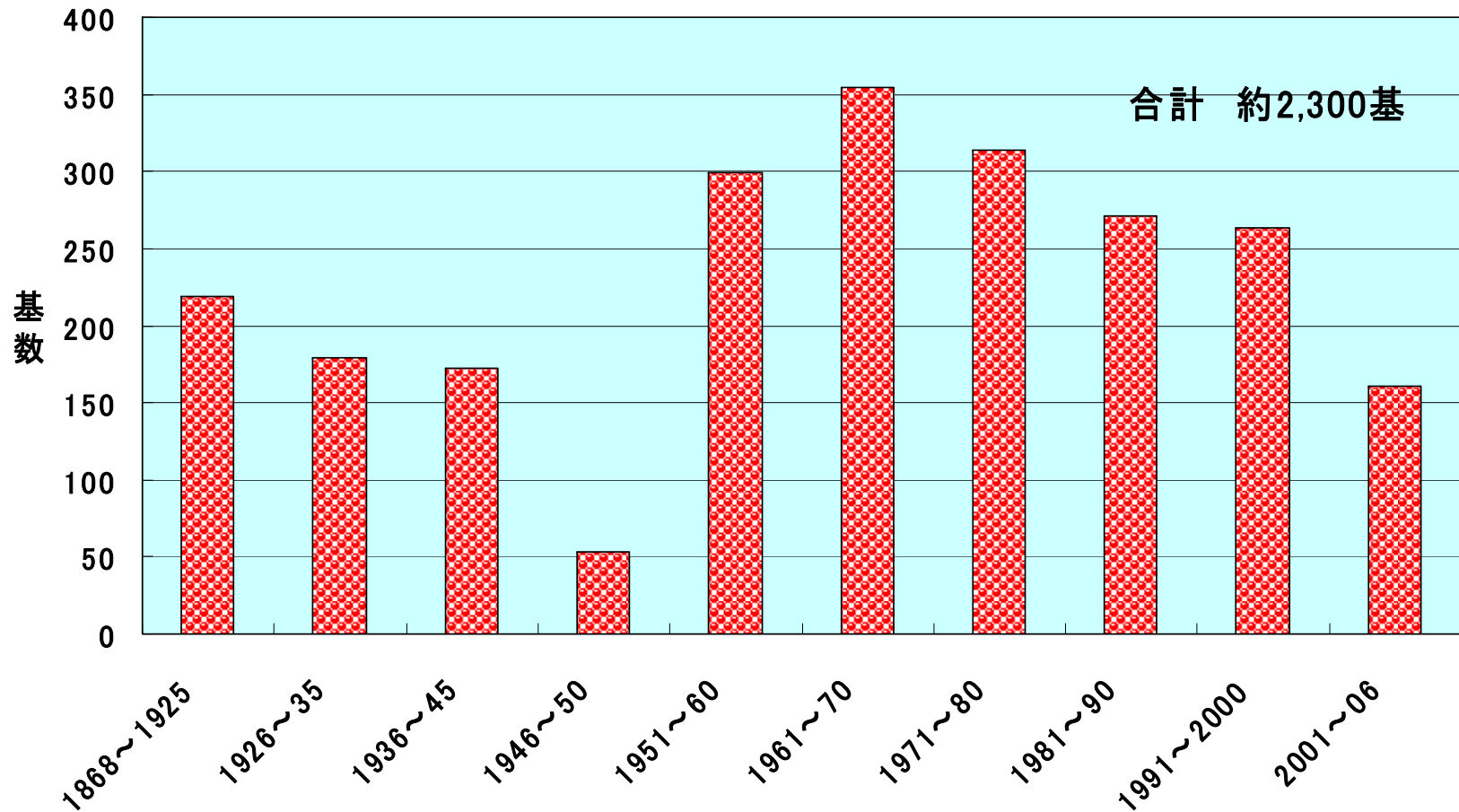
水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之

共同代表 遠藤保男

日本の川では数多くのダムがつくられてきた。

竣工年代別のダムの数



(日本ダム協会「ダム便覧」より作成)

ダム建設がもたらすもの

- 生活破壊
- 川の自然への多大な影響
- 環境破壊（貴重生物の喪失など）
- 災害の誘発
- ダムの堆砂による影響

ダム建設による川の変貌(上流部)

- 清流がどんよりした溜まり水へ
- 水生植物群落の喪失
- 植物プランクトンの異常増殖 (水質の悪化)

ダム建設による川の変貌(下流部)

- 河床の泥質化(ダムによる砂礫流下の遮断)
- 流量の減少
- 水質の悪化
- 川の生態系の変化(川のかく乱作用の喪失等)

貴重生物の喪失

すみかを追われる猛禽類

朝日新聞秋田版 11月10日 (↓)

クマタカ



成瀬ダム予定地 クマタカ調査 巣の至近距離にカメラ



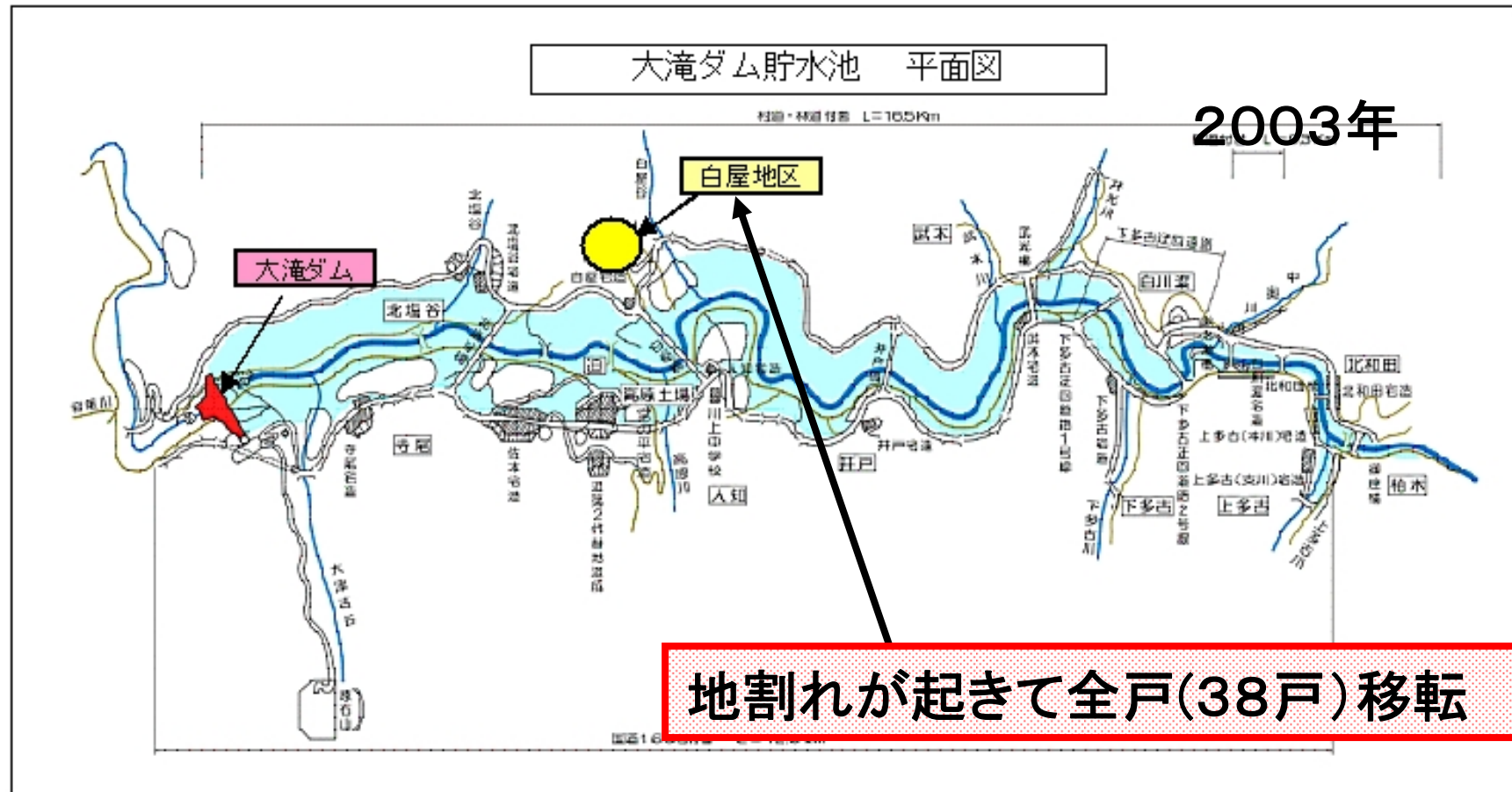
調査のあり方巡り論議

東成瀬村に計画されている成瀬ダムの水没予定地付近で、生態が確認されたクマタカの生態調査のため、巣の回りに監視カメラやマイクを設置する工事が始まっている。調査は、国土交通省河川工事事務所が委嘱するイロワシ・クマタカ調査委員会（小笠原喜委員長・秋田大学名誉教授）が6月に決めたが、カメラは巣から7〜8メートルの距離のため、自然保護団体などから「近すぎる。保護より研究が目的では？」という声も。調査委は「影響はない。きちんとしたデータが必要だ」としており、保護や調査のあり方を巡って論議が続いている。

（中村 邦之）

災害誘発 地すべりの誘発

大滝ダム(奈良県の吉野川(紀ノ川の上流))

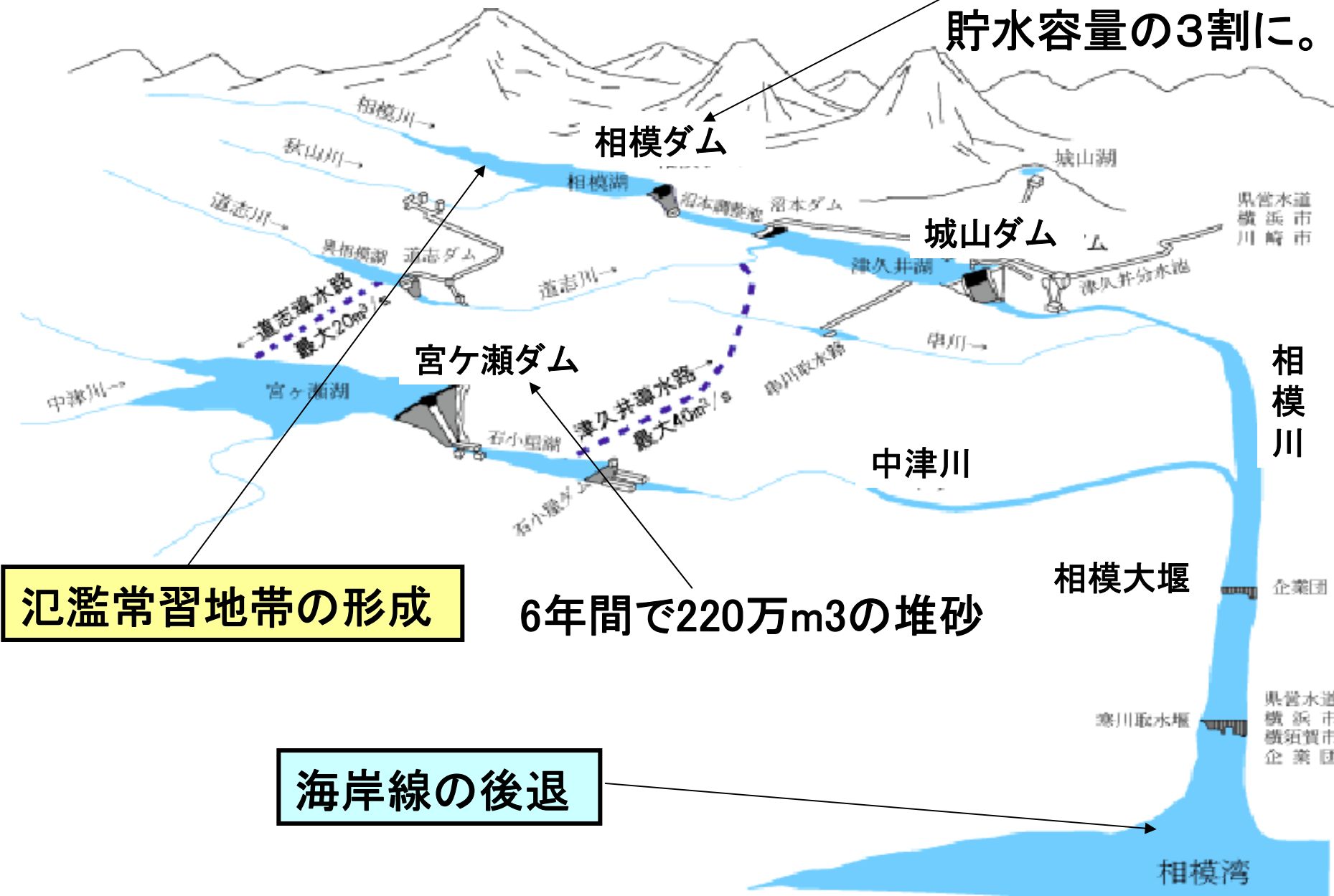


地すべり対策の追加事業費 308億円

現在も対策工事中、 現段階での完成予定は2013年3月

堆砂による川の変貌(相模川)

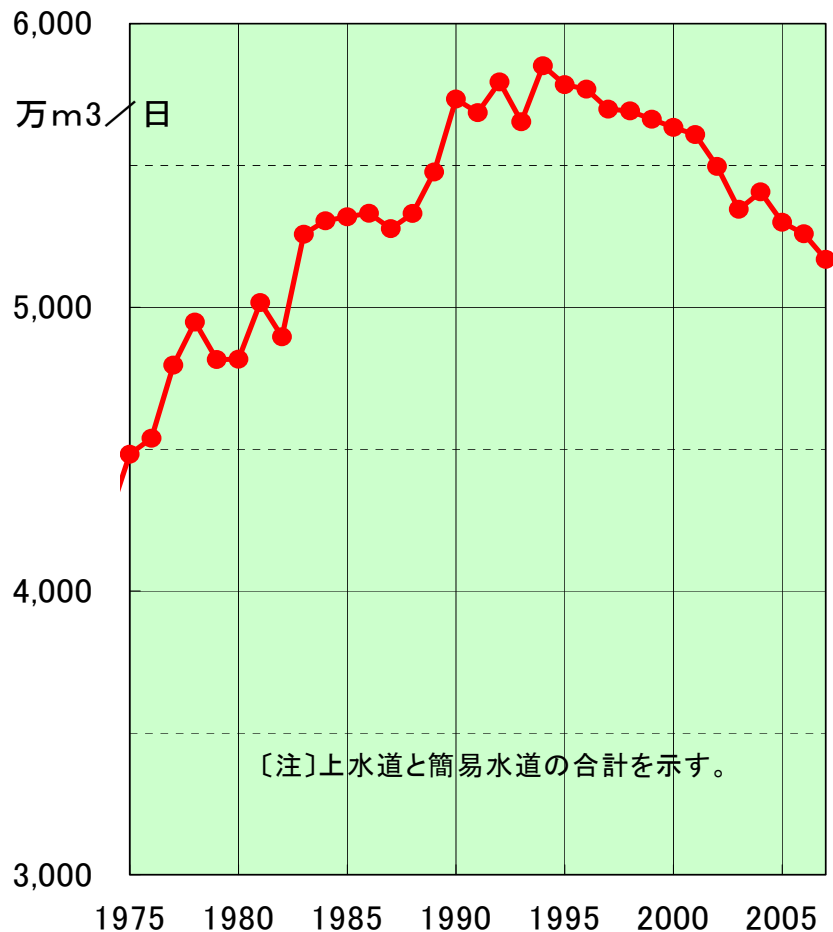
堆砂量がすでに総貯水容量の3割に。



利水面での新規ダムの必要性の喪失

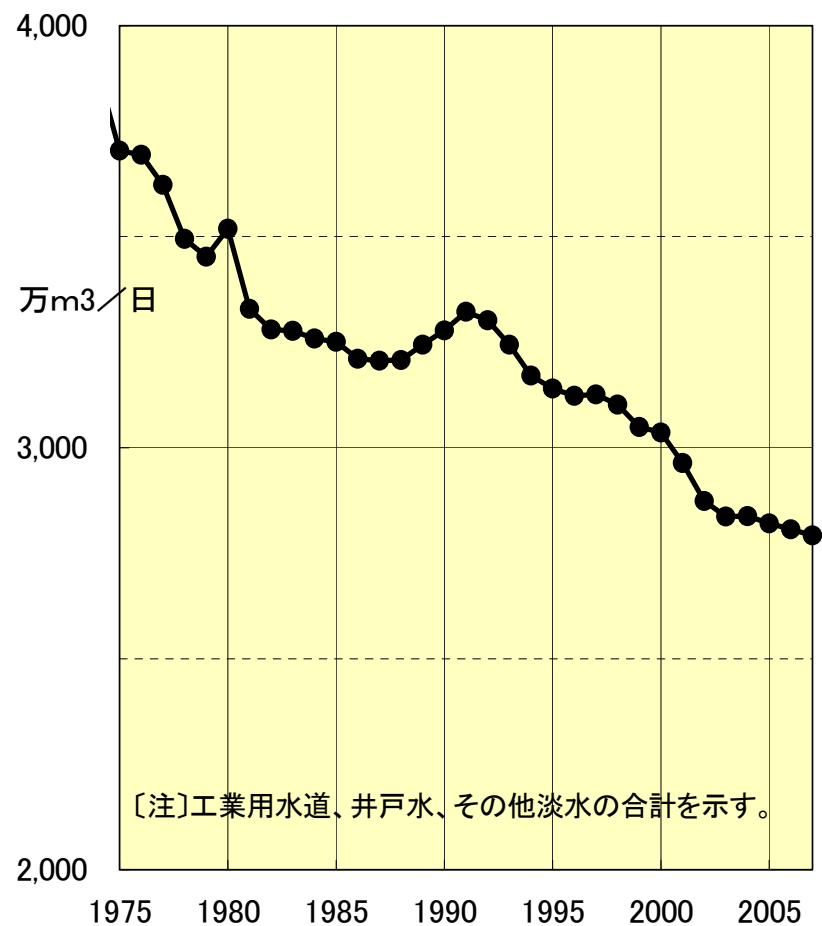
水道用水も工業用水も需要は減少の一途を辿っている。

水道の一日最大給水量
の推移(全国)



(出典:日本水道協会「水道統計」)

工業用水の使用量の
推移(全国)



(出典:経済産業省「工業統計表」)

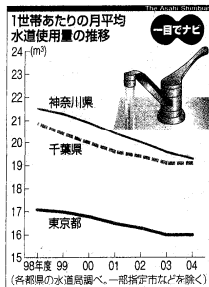
トイレの使用水量 の推移(A社)

三 確行 品部 (シキ) 2006年(平成18年)3月18日 土曜日 4



首都圏で家庭での水道使用量が減っている。飲み水をペットボトルに頼る人が増えたほか、家電メーカーは洗濯機などで節水を競い合っているからだ。せっかく節水努力をしているのに、神奈川県は4月から家庭用の水道料金を2割弱値上げする。予測に反して水需要が落ち込む中、ダムの水を買う費用(受水費)の負担が重くのしかかるからだという。(井上裕一)

自治体の負担重く 神奈川県、2割弱値上げへ

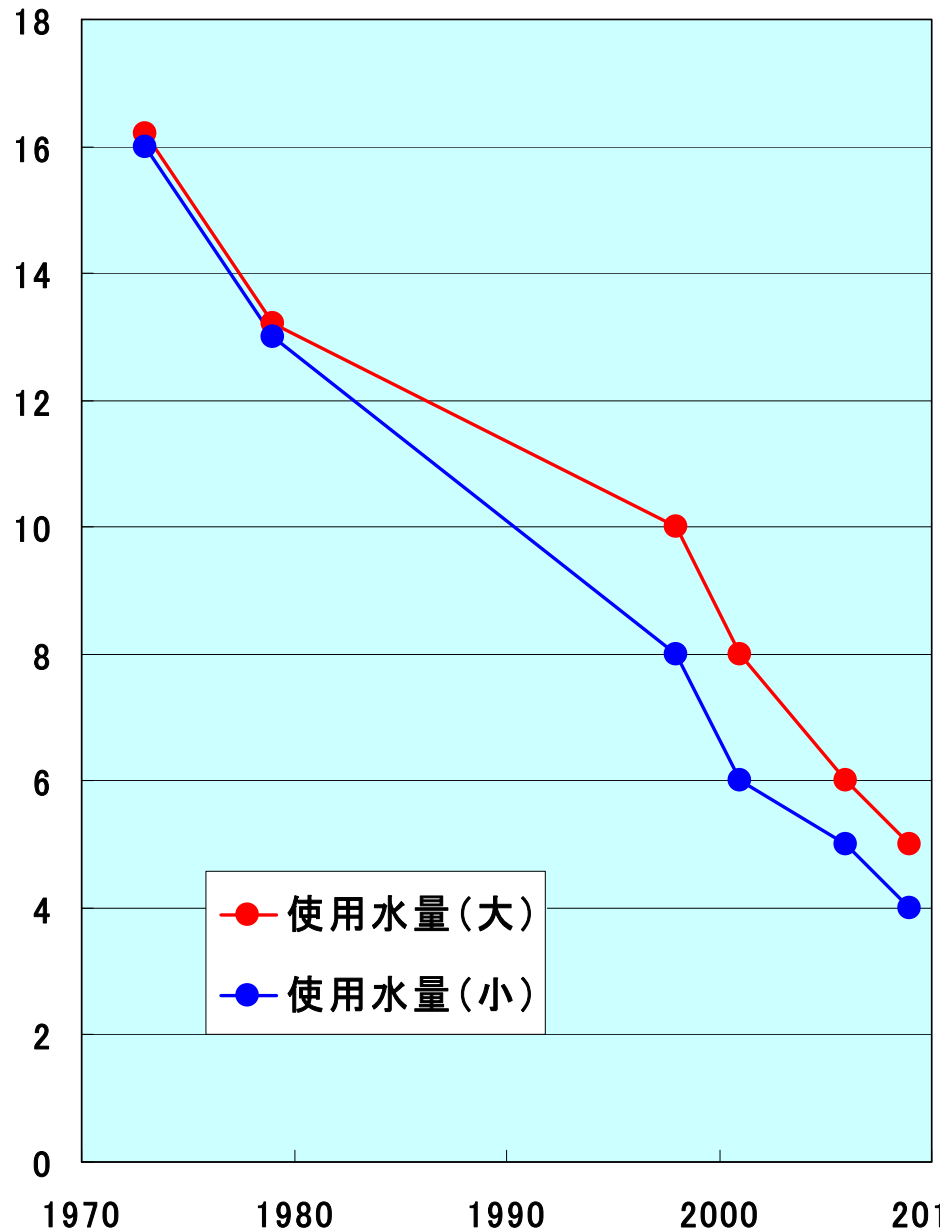


「節水家電」が続々 飲み水はペットボ

減少 家庭の水道使用

無駄なダムのツケが表面化
水道評論家の有田一彦
さんの話 水道使用量は

リットル／回



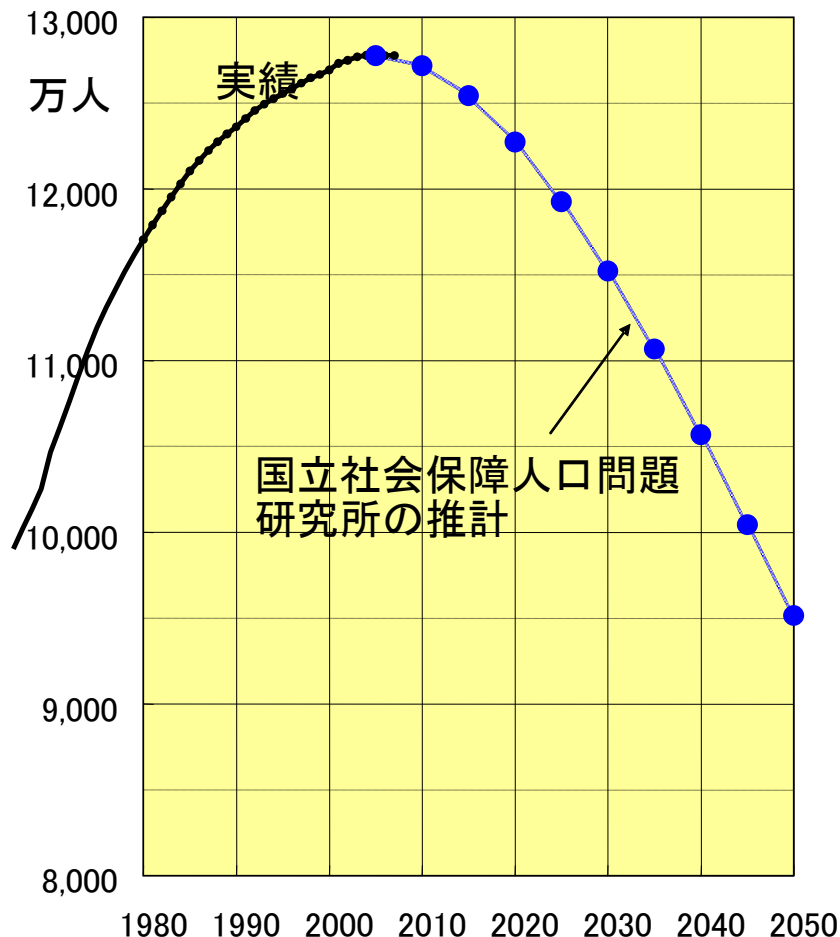
便器の発売年

(図は日本衛生設備機器工業会のホームページから作成)

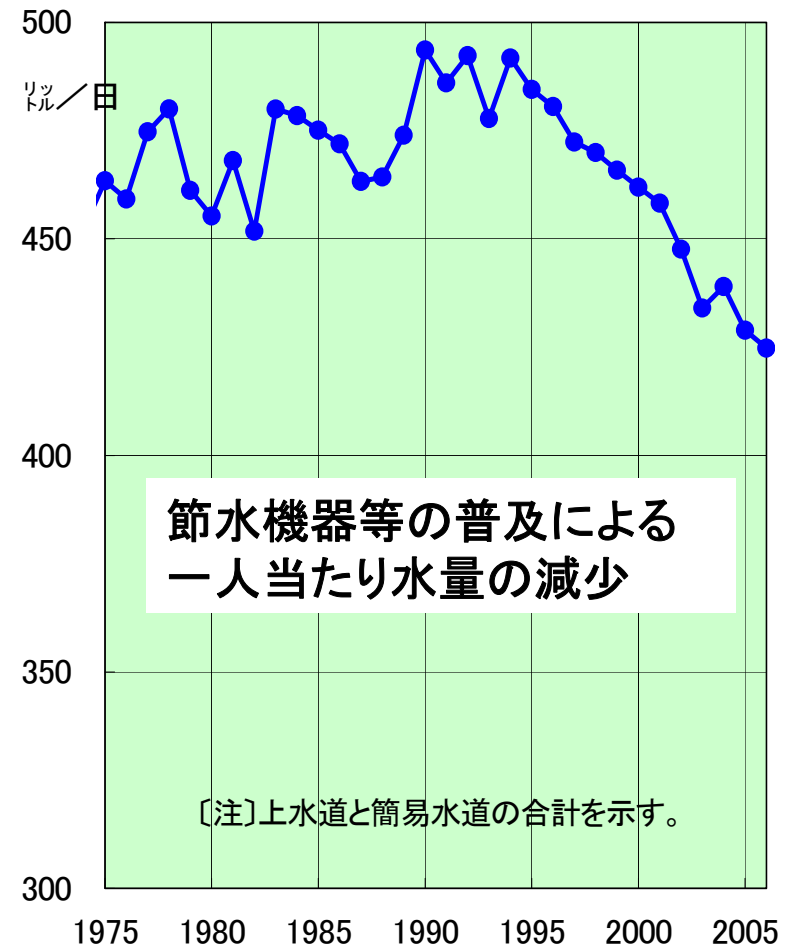
水余りがますます顕著に

今後は人口の減少と節水機器の普及で水道用水がますます減っていくことは必至。

日本の総人口の推移



一人一日最大給水量の推移(全国)



治水面でもダム建設の必要性は希薄

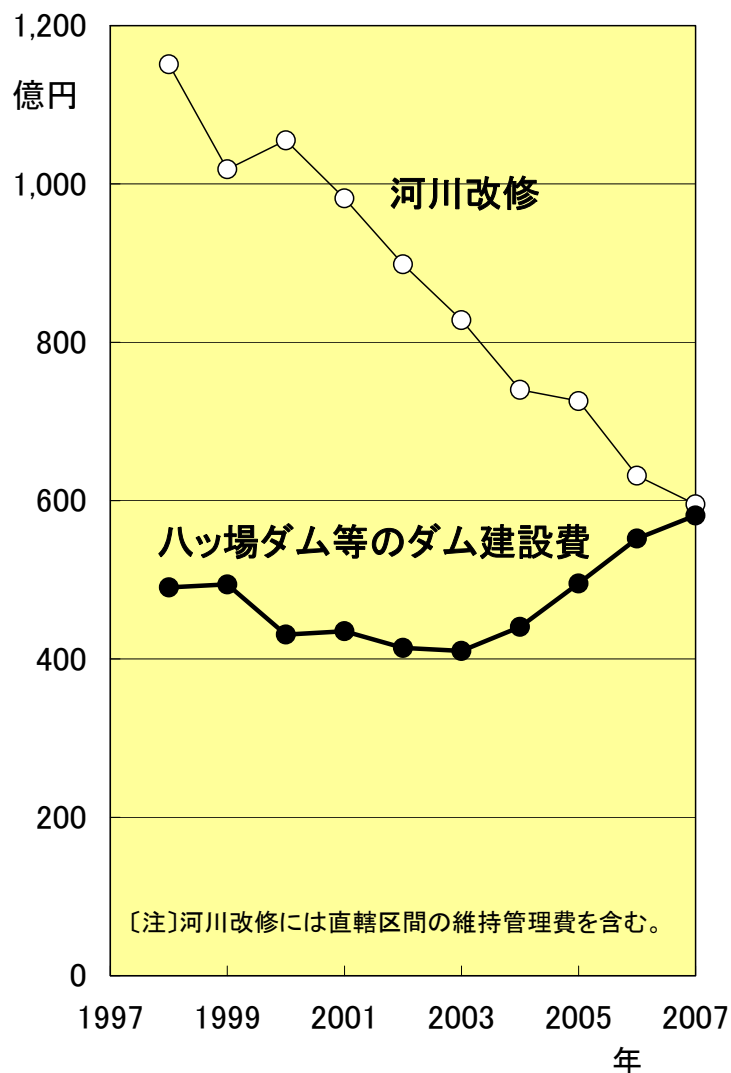
ダムの治水効果とは？

- ダムの集水面積は限られているから、その治水効果はさほど大きなものではない。
- 多少の効果があっても不確実だから、ダムへの依存は危険。
(ダム集水域に多くの雨が降らなければ効果がない。)
- 計画以上の雨が降れば、ダムは洪水調節機能が急減。

治水対策の王道

河道の整備(堤防の嵩上げや河床の掘削)、堤防の補強

利根川水系では河川改修
の予算が半減する一方で、
ハッ場ダム等のダム建設
の事業費が急増。



ダム建設に巨額の費用を投じているため、
河道の整備（堤防の嵩上げや河床の掘削）、堤防の補強など、
優先して行うべき治水対策が後回しにされ、なおざりにされている。

ダム反対運動の全国的な広がり

1990年前後の
長良川河口堰反対
運動の全国的な広が
りをきっかけとして
その後、
各地でダム反対運
動が展開されるよう
になった。

支持を失った政策

—— 私ども日本人はこの、開発
男、というものをよく知りません。
まず、どのような組織で、どのよう
な仕事をなさっているのか、と
いうあたりから。

—— フィード 一九〇二年に、アメリ
カの西部の開拓を促すために設立さ
れました。灌漑のためにダム、貯水
施設などをつくるのが仕事でし
た。そして時間がたつにつれて、灌
漑からだけでなく、工業用水や発電の
ためのダムを供給するものになりまし
た。現在私たちはアメリカでは最も
大きな規模を持つ「水師販売機関」
です。そして発電の面では、私たち
は六番目に大きいといわれています。
す。

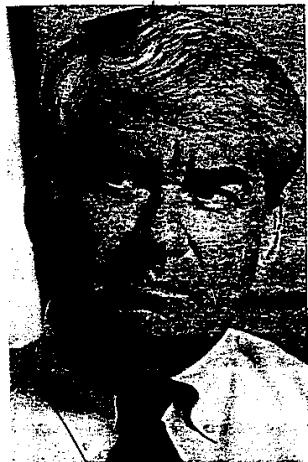
—— 一番重要なポイントが、私たちは
長年にわたって世界のエンジニアの
教育のリーダーとして、その役割を
果たしてきたことだと思います。そ
うは私たちの過去でありまして、私
たちの将来ではありません。

—— 私どもが関心を持ったこと

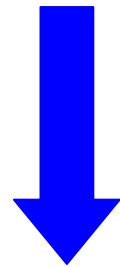
「もう、ダム建設の時代は
終わりました」

この人と
ダニエル・P・ピアード
(アメリカ合衆国内務省開墾局総裁)

聞き手 首藤 宣弘 (本誌編集長)



- ダム反対運動の広がり
- 財政危機
- 水需要の減少傾向



ダム事業が徐々に中止

ダム4事業中止

計画途中、初の判断

建設省

読売新聞
1996.12.18

建設省は十七日までに、福島や茨城などで調査段階に入っている四つのダム計画を、今年度限りで中止することを決めた。ダム開発が事業途中で中止されるのは初めて。公共事業の在り方に対する批判や補助金の見直しを求める声が強まっていることから、必要性が低下した事業を取りやめることにした。中止決定によって、すでに投入された五十五億四千万円の税金は無駄になるが、河川行政の大きな転換点ともいえ、地元の反対で建設が難航している他のダム開発にも影響を与えそうだ。

中止となるのは、同省直

轄事業の福島県会津若松市の「日橋川上流総合開発事業」と茨城県守谷町と取手市にまたがる「稲戸井調節池総合開発事業」、補助事業の「水原ダム」（福島市）と「伊久留川ダム」（石川県鳥屋町）の四ダム。いずれも、来年度の予算要求で事業費の計上を見送った。同省は昨年、地元の反対などで建設が進まない十二か所のダムや堰開発事業を対象に、建設の是非を協議する「ダム等事業審議委員会」を設置。県や市町村の意見を取り入れながら事業の見直しを進めてきた。

それと同時に、同省自身でも「公共事業はいったん



動きだしたら中止しないものと思われ、国民の目も厳しさを増している」（河川局）として、同省直轄や補助で事業が行われている二百九十一か所・三百十九ダムの見直しを行ってきた。

その結果、①緊急性が失われている②ダムを建設しなくても代替策がある——と判断したこの四事業について、地元自治体の了承を得たうえで中止を決めた。

1996年から ダム事業が 徐々に中止

長野知事

新規ダム、建設中止表明

8力所程度
新たな治水策探る

長野県の田中康夫知事は二十日、記者会見を開き、「長野県においてはコンクや流域住民との間で議論となりそうだ。」

(19面に關係記事)

「ダムは看過しえぬ負荷を地球環境へと与えてしまっている十一のダムを計画している十一のダムを公表した。県が建設はない」とする「脱ダム宣言」を発表した。県が建設を計画している十一のダムを公表した。県が建設を計画している十一のダムを公表した。

は、多目的ダムの下遊貯水（下遊貯留）や治水ダム（塞水ダム）（茅野市）など八ヶ所程度。

下遊貯ダムでは、住民意見が賛否分かれており、一月下旬、田中知事が現地を

視察。本年度分の予算の取り扱をめぐり、二十日まで作業継続か否かの判断が知事に求められていた。

昨年十月、公共事業の見直しとを公約に掲げて当選した田中知事は、就任以

視察。本年度分の予算の取り扱いをめぐり、二十日までに事業継続か否かの判断が知事に求められていた。

昨年十月、公共事業の見直しなどを公約に掲げて当選した田中知事は、就任以

降、現地視察や住民集会などを経て、すでに本体工事に入っている大仏ダム（松本市）の建設を中止した。さらに浅川ダム（長野市）については一時工事を中断し、今後、検討委員会をつくって建設の是非を話し合ふと決めている。

利水・治水面
検討したのか」

でもめればいいじゃないか。ではまず、利水、治水の面から先きに検討されたのかから。少なくとも私は、たゞ公共事業をしたいにしているのではなく、国民の財産、生命を守るという基本姿勢のうえにたつて計画してのことだ」と話し、未曽工ダムの原則に、股止に疑問を示した。

ただ、「昨年暮れに公共

事業を見直し、ダムを中止したのもかなりある。真に国民のためになる公共事業かどうかは精査しなければならない」とも述べた。

「緑のダム」など新たな治水策を模索する考えを示した。これまでダム建設を重んじた選択肢にしてきた国内の治水事業のあり方に一石を投じる一方、今回の決定について、県庁内の部局と

閣下自然の保水力を高める
堤止の理由を説明した。
今後は、通常の河川改修やしゅんせつ、自然の保水力などを組み合わせ、「多角的な治水」を探り、「従来のダム中心の河川行政を転換させたい」と話している。中止の対象となるの

田中知事の 脱ダム宣言

1990年代後半からのダム事業の中止

中止になったダム事業

(国交省関係の直轄ダム、水機構ダム、補助ダム)

中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
1996 年度	2	2	4
1997 年度	0	6	6
1998 年度	0	7	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	12	35	47
2001 年度	0	8	8
2002 年度	6	8	14
2003 年度	4	6	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	0	6	6
2006 年度	0	4	4
2007 年度	0	2	2
2008 年度	1	1	2
2009 年度	1	1	2
計	27	88	115

(生活貯水池(有効貯水容量が100万m3以下のダム)を含む)

1990年代後半からダム事業が徐々に中止され、2009年度までに国交省関係で115ダムが中止。
(細川内ダム、清津川ダム、紀伊丹生川ダムなどの大型ダムも中止)

2009年度までに
115ダムが中止

しかし、今なお、数多くのダム事業が進行中。
国交省関係で145基のダム事業、
農水省関係で約10基のダム事業
が進められている(2010年度)。

国交相「143ダム見直し」

ハツ場の中止明言

民主党が政権公約で建設中止を掲げた川辺川ダム（熊本県）について、前原誠司国土交通相は17日の就任会見で、ハツ場ダム（群馬県）に続いて中止を明言した。ダムに依存した河川行政の全面見直しにも言及。「ハツ場ダムと川辺川ダムはその入り口」として、建設中または計画段階の全国143カ所のダム事業を見直す考えを示した。

（津阪直樹、歌野清一郎）＝38面に関係記事



会見する前原国交相＝17日午後、東京・霞が関閣内閣記者

鳩山首相もこの目、二つのダムの建設中止について、「決めたことはきつとやりぬく姿勢を貫くことは非常に大事だ。特に無駄遣いをなくすというのを、国民のみならずは非常に期待している」と語った。

前原国交相は会見の冒頭、「国民の皆さんからお預かりしている税金の配分を大きく変えていかなければいけない。少子高齢化、莫大な財政

赤字、人口減少の現在において、どこに優先的に税金を使うべきかを考えれば、当然ながら公共事業に対する新規投資は減らさざるを得ない」と基本姿勢を語った。

その上で、建設中か計画中のダムや放水路が140以上あるとし、「我々はこの事業仕分けをこれからやっていかなければならない」と事業見直しに言及。「ハツ場ダムと川辺川ダムは今後の河川行政、公共事業のあり方を見直していくうえでの入り口上の認識を国民の皆さんにはもっていただきたい」と語った。ハツ場ダムについては、19日からの5連休中に群馬県長

し、地元民と生活再建策やこれまでの経緯について話し合う考えを示した。計画浮上から57年たち、総事業費が当初の倍の4600億円に上り、民主党は「時代に合わない」として中止を公約に掲げた。

川辺川ダムについては、計画から43年たち、農業利水、水力発電、治水の三つの目的のうち、利水は需要がなくなり、発電は事業者が撤退して治水だけになり、総事業費が当初の350億円から2200億円に膨れ上がっている点を指摘。熊本県の蒲島郁夫知事も昨年9月に白紙撤回を表明しており、「事業の見直しは当たり前ではないか

また、「計画を変更する以上、自治体や住民に対する補償措置を、法的な枠組み、財政的な裏付けを含めて行う」とも語り、地元住民の補償や

新政権による ダム事業見直し

ダム工事の大半はそのまま続行

経過措置は次の段階の工事に入らないということだけで、ダム事業の大半の工事は続行。

(①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らない。)

そのため、ダムが中止になれば、明らかに不要となる工事も続行。

例 成瀬ダム(秋田県 直轄ダム) 転流工の工事を続行

川上ダム(三重県 水機構ダム) 転流工の工事を続行

思川開発(栃木県 水機構ダム) 転流工の工事を続行

ダムが中止になれば、現地での生活再建の支障になる工事も続行。

例 ハッ場ダム(群馬県 直轄ダム) 湖面1号橋の工事

検証対象のダム数を縮小

- 進捗状況にかかわらず、本体工事の契約をしていれば、検証の対象から除外。
- 駆け込みで本体工事の契約を結んだ補助ダムも検証の対象から除外。

新内海ダム(香川県)、浅川ダム(長野県)、路木ダム(熊本県)など

- 既存ダムの機能向上を行う事業も検証対象から除外。
天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造など

2010年度のダム事業(国交省関係)

	検証対象	対象外	計
直轄・水機構ダム	32	24	56
補助ダム	53	36	89
計	85	60	145

国交相

来夏に検証基準

ハッ場など
全国のダム 有識者会議発足へ

前原誠司国土交通相は20日の記者会見で、ハッ場ダムを含む143ダム事業の妥当性を検証する際の基準となる考え方、手法などを検討する有識者会議のメンバーと検証スケジュールなどを発表した。来月3日に初会合を開き、来年夏ごろに基準をまとめ、個別

事業の検証に入る見通し。このため、地元や関係都県が早期開示を求めている同ダムの再検証結果の公表が来夏以降になる可能性がある。

また、国交省が今年末の予算編成の段階で継続する事業と一時凍結する事業に分類。有識者会議が来年夏ごろの中間取りまとめで幅広い治水対策案の立案手法、ダム事業の評価手法などについて基準を策定し、これに基づき一時凍結する事業の妥当性を評価する。

その後、「できるだけダムに頼らない治水」の理念や指針を検討し、2011年夏ごろに最終提言を行う。

国から補助を受けて都道府県が実施するダム事業は国が一方的に凍結できないため、前原氏は有識者会議の基準に沿って見直すように都道府県知事に要請する考えを示した。

有識者会議は中川博次京都大名菅教授（水工学）を座長とし、災害心理学や森林科学、公共政策などの学者9人で構成する。

同ダムの再検証をめぐっては同ダム事業に負担金を支出してきた本県など1都5県の知事が13日、長年苦しんできた地元住民への配慮などから「来年度政府予算案の決定までに関係都県と地元住民の理解を得ること」と緊急な対応を求める申し入れを行っている。

座長以外の委員は次の通り▽宇野尚雄・岐阜大名菅教授▽三本木健治・明海大名菅教授▽鈴木雅一・東京大学大学院農学生命科学研究科教授▽田中淳・東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授▽辻本哲郎・名古屋大学大学院工学研究科教授▽道上正規・鳥取大名菅教授▽森田朗・東京大学公共政策大学院教授▽山田正・中央理工学部教授

ダム見直しの実態(3)

「今後の治水のあり方に関する有識者会議」

① 有識者会議の委員

- ダムに懐疑的な専門家は排除。
- ダム推進側と思われる委員が複数

② 会議の運営

- 会議は非公開

(議事録が数ヵ月後に固有
名詞抜きで公開)

有識者会議の経過と予定

第1回	平成21年12月3日	会議のあり方、進め方
第2回	平成22年1月15日	嶋津暉之参考人の意見陳述ほか
第3回	平成22年1月29日	宮村 忠参考人の意見陳述ほか
第4回	平成22年2月8日	各委員の意見陳述ほか
第5回	平成22年2月18日	各委員の意見陳述ほか
第6回	平成22年3月10日	太田猛彦参考人の意見陳述ほか
第7回	平成22年3月26日	意見募集の結果、治水対策の立案・評価
第8回	平成22年4月19日	利水の観点からの検討、個別ダム検証の進め方
第9回	平成22年5月27日	総合的な評価の考え方 等
第10回	平成22年5月27日	中間とりまとめ(タタキ台)

第11回 平成22年7月13日 中間とりまとめ(案)

(ダム検証の手順と基準の案)

パブリックコメント

第12回 平成22年9月 中間取りまとめ

有識者会議の中間取りまとめ案

① 検証の実施者

検証主体：国土交通大臣

検証検討主体：地方整備局等、水資源機構、都道府県

国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証の検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証の検討を要請する。

② 関係地方公共団体からなる検討の場

検証検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。

③ 意見の聴取

検証検討主体は、学識経験者、関係住民等、利水者等関係機関、関係地方公共団体の長の意見を聴く。

④ 情報公開とパブコメ

「関係地方公共団体からなる検討の場」の公開など情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。

ダム検証の問題点①

ダム事業者自らの検証検討で真のダムの見直しができるのか

検証検討主体は地方整備局等、水資源機構、都道府県であって、いずれもダム事業者であり、今までダム事業を推進してきた立場にある。

そのダム事業者にダム見直しの作業を委ねて、ダムの是非についての客観的・科学的な検証が行えるのだろうか。

ダム検証の問題点②

「関係地方公共団体からなる検討の場」は ダム推進大合唱の場

現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となる。

ダム検証の問題点③

ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から排除

ダム事業の見直しを求める市民についてはせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけ。

ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがない。

治水についての検証の進め方

複数の治水対策案を立案

- 治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。
- ダム案とダム以外の案を立案する。

治水対策案を評価軸ごとに評価

- 治水対策案を環境への影響などの様々な評価軸で評価する。
- 一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視する。

コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。

- ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて検討する。

ダム検証の問題点④

ダム案と代替案との総合評価で
残事業費を基本とするコストの最重視ではダム案
が生き残る

ダム案と代替案との総合評価において、残事業費を基本とするコストを最も重視するとなっているが、これでは、ダム事業は建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。

今後増額も予想される不明瞭なダムの残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性やかけがえのない自然の喪失など、様々な弊害を最重視して、代替案との総合評価が必要である。

国交省内の見方では止まるダムは1～2割

8月2日の京都新聞の記事

国は代替案との比較や事業採択の際の評価を厳しくしてきた。

「その意味では今回の検証対象のダム事業は、いわばこれらをくぐり抜けた必要性の高い『精鋭』だ」と国交省の幹部。

それだけに、この判断基準に従って建設が止まるのは全体の1～2割との見方が省内には広がっている。」

ダムの検証は市民参加を保証した第三者機関で

- 検証主体は委員を公募した第三者機関とする。
- 検証作業は公開の場で行う。
- 検証の会議では市民も意見書の提出と意見の陳述、意見交換ができるように市民参加のもとに行う。
- 検証の結果を出すに当たって十分な議論を保証する。



科学的・客観的なダムの検証を行うのための必須条件

水循環基本法に求めること

地下水行政のあり方を根本から変える。

地下水を「公水」として位置づけて、科学的見地から地下水の合理的な利用と涵養を進める。

（ダム事業推進のための水道用地下水削減計画を見直す。）

水利権許可制度を民主的・合理的なものに変える。

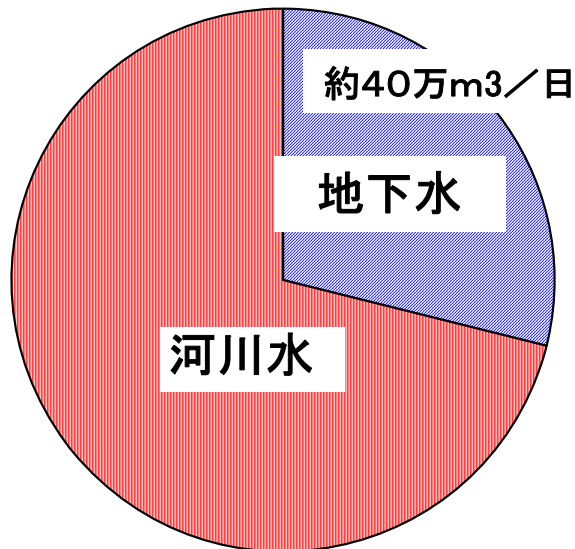
「河川からの新規の取水を求めるものはダム計画への参加が必要としてきた」現行の水利権許可制度、

ダム建設推進の手段となってきた非合理的な水利権許可制度を民主的・合理的なものに変革する。

東京都水道局の地下水全面転換計画

多摩地域の水道水源の今後

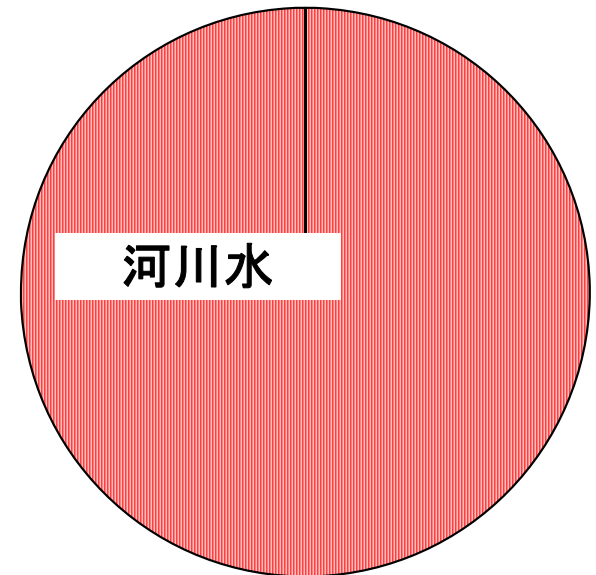
現在



ハツ場ダムが
できると、

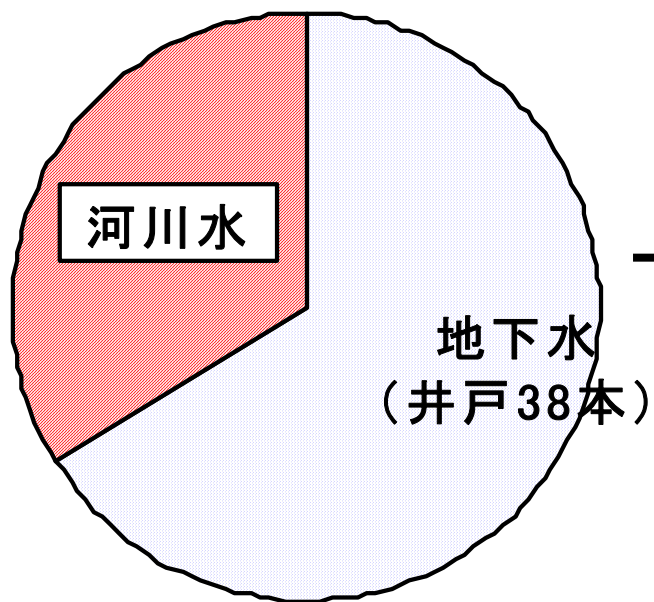


将来

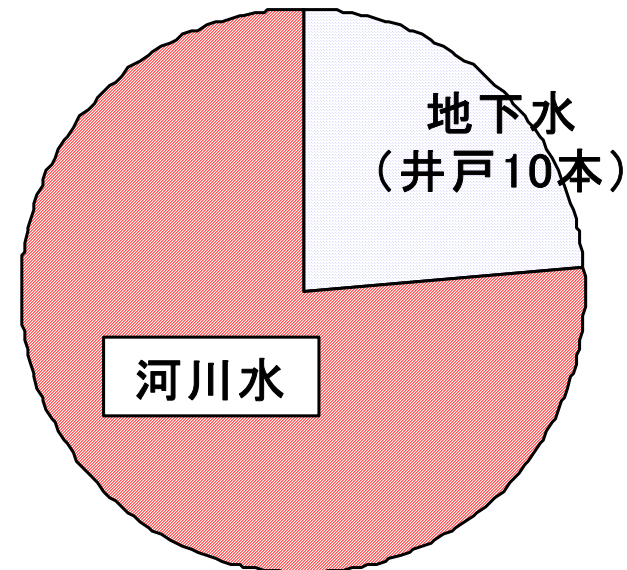


千葉県佐倉市の水道水源

現状



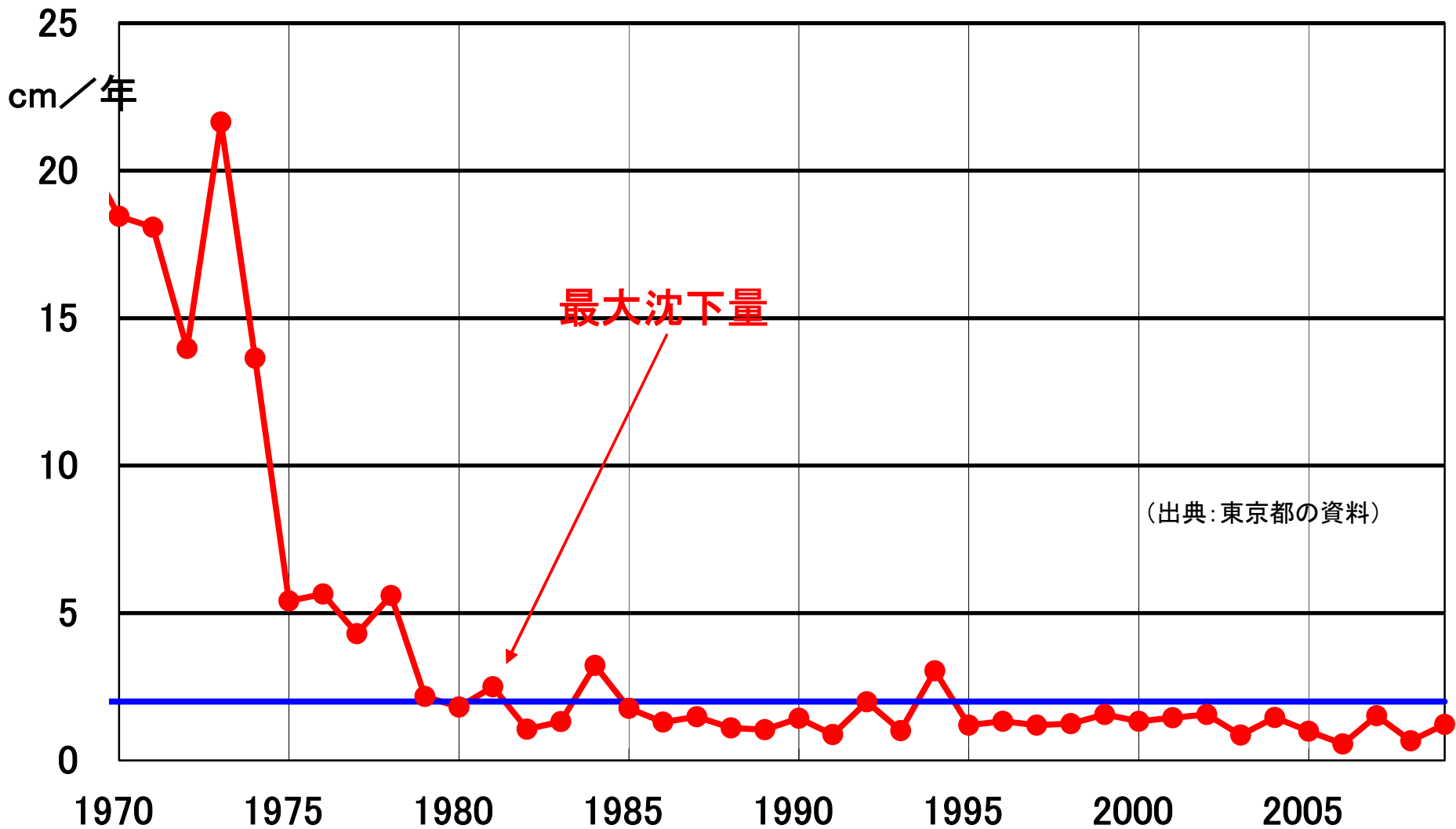
ハツ場ダム後



ハツ場ダムができると、佐倉市の水道水源の3／4が河川水になってしまう。

東京都内の最大沈下量の推移

—沈静化した都内の地盤沈下—



〔注〕環境省が問題視している地盤沈下は年間2cm以上である。

地盤沈下対策として

水道用地下水の削減計画が策定された。

→ ダム計画への参加で代替水源を確保



地下水揚水規制の効果

→ 地盤沈下は沈静化



ダム計画の理由付けのために

水道用地下水の削減計画は存続

地下水ビジネス

安い地下水に切り替え企業続出 神戸市大幅減収

(神戸新聞 2010年5月11日)

経費節減対策の一環で、公営水道から地下水へ切り替える企業などが増えている。神戸市水道局は20施設で地下水の導入を確認、減収は年間約4億5千万円(125万トン相当)に上るという。全国的にも公営水道離れは広がっているが、減収が進めば水道施設の維持管理などへの影響も危ぶまれ、料金の割引制度を取り入れるなど自治体はつなぎ留めに躍起だ。



ホテル横に設置されている地下水のろ過設備＝神戸市中央区、ホテルサンルートソプラ神戸

地下水行政の現状

- 地盤沈下が沈静化しているにもかかわらず、ダム計画推進のために水道用地下水の削減が計画されている。
- 地下水規制が及ばないところでは、地下水ビジネスによる民間の地下水利用が進んでいる。
(地下水は「私水」(土地の所有権が地下まで及ぶ))

これからの地下水行政のあり方

地下水を「公水」として位置づけ、科学的見地から地下水の合理的な利用と涵養を進める。

河川の水利権許可制度

河川からの新規の取水を求めるものはダム計画への参加が必要。

ダムができるまでは、暫定水利権を許可。

河川管理者の考え方

河川の渇水時の流量の一部は既得水利権として使われ、残りは河川維持用水として必要なものであるので、河川からの新たな取水を求めるものは新規のダム計画に参画して、水利権を得ることが必要。

ハッ場ダムの暫定水利権

ほとんどは埼玉、群馬県水道等の農業用水転用水利権

かんがい期

(夏期)

4～9月

非かんがい期

(冬期)

10～3月

農業用水転用水利権

ハッ場ダムへの参加で
冬期の水利権を確保
現在は暫定水利権で対応

安定水利権にするために、
ハッ場ダムが必要？

埼玉県と群馬県の農業用水転用水利権

		転用水利権 (万m ³ ／日)	転用年	取水実績
埼玉県水道	農水合理化一次	18.1	1972年	38年
	農水合理化二次	13.2	1987年	23年
	埼玉合口二期	31	1995年	15年
	利根中央事業	24.8	2002年	8年
群馬県水道、工業用水道	広桃用水転用	20.3	1996年	14年

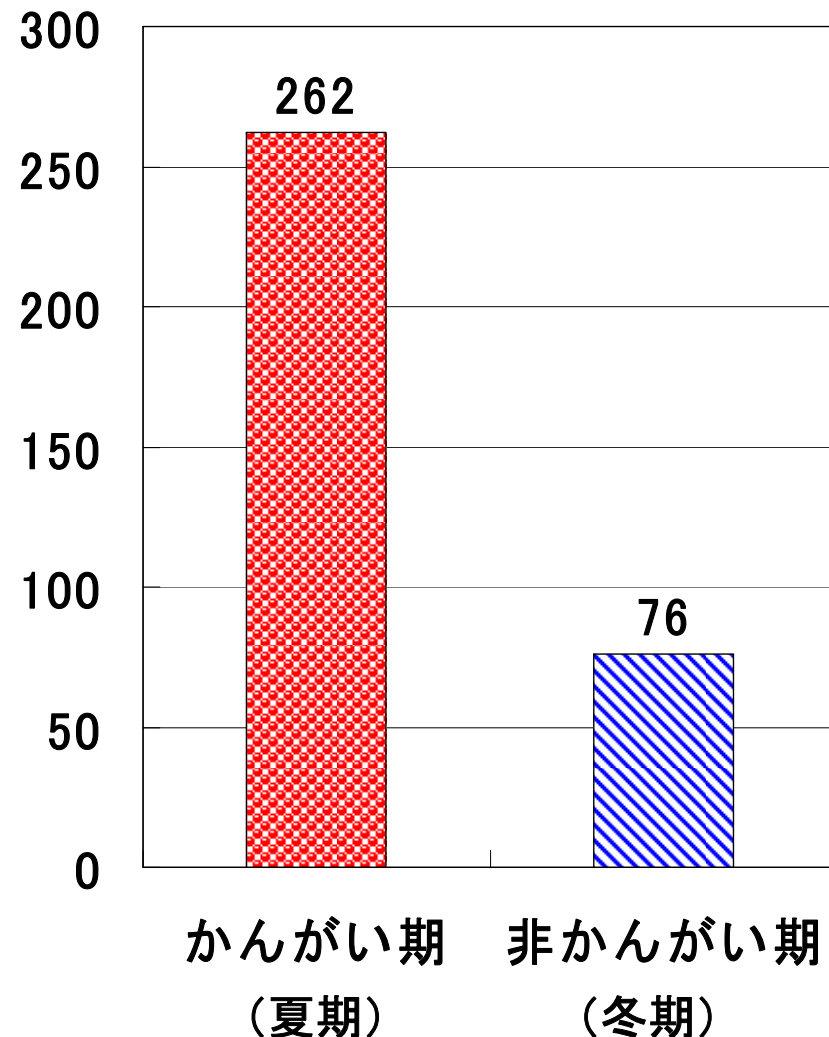
冬期も、長年の取水実績があって、支障をきたしたことがない。

利根川の冬期(非かんがい期)の水利権量は 夏期(かんがい期)の3割弱

利根川本川と江戸川の水利権

m³/秒

(出典:国交省の資料)



冬期は水利用の面で
余裕があるので、農業
用水転用水利権による
冬期の取水が可能。

埼玉、群馬県水道等の農業用水転用水利権

かんがい期 (夏期) 4～9月	非かんがい期 (冬期) 10～3月
農業用水転用水利権	現在は暫定水利権



ハツ場ダムがなくても、実態に合わせて安定水利権にすることが可能



国交省の水利権許可制度の問題

水利権許可権者＝ダム事業者
であることに基本的な問題がある。

ダム建設推進の手段として

水利権許可制度が

使われている。

水利権許可制度の民主化、合理化を！

- 昭和39年の河川法改正で水利権の許可権限を掌握した建設省（現・国交省）はその許可権限をダム建設推進の手段に使うようになった。
- 河川水は「公水」とされているが、実態は河川官僚が取り仕切る「官」の水。
- ダム建設推進の手段となってきた非合理的な水利権許可制度を民主的・合理的なものに変えることが必要。

暗雲立ち込めるダムの検証 に対して国民の声を！

有識者会議の中間とりまとめ案によるダム検証では多くのダム事業に対してゴーサインのお墨付きが与える可能性が高い。

ダム検証の抜本的な改善を求める国民の声を大きくしていきましょう！